

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	川口市 母子保健法による健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、母子保健法による健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健法による健康増進に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和2年10月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>川口市は、母子保健法に基づき、妊婦・乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査等に関する事務を行っている。</p> <p>これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対する保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</p> <p>② 新生児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>③ 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・妊婦又は乳児に対する健康診査の実施又は健康診査の受診の勧奨に関する事務</p> <p>④ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>⑤ 母子健康手帳の交付に関する事務</p> <p>⑥ 妊産婦の訪問指導の実施又は診察の受診の勧奨に関する事務</p> <p>⑦ 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>⑧ 未熟児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>⑨ 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務</p> <p>⑩ 養育医療の費用の徴収に関する事務</p> <p>⑪ 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</p> <p>※妊娠の届出について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・既存住民基本台帳システム ・共通基盤システム(庁内用連携システム) ・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・生活保護管理システム ・個人住民税システム ・税宛名管理システム ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1号 別表第1の第49の項</p> <p>母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」「母子保健法による健康診査に関する情報」「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項) ・別表第2(26・56の2・69の2・87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第44条 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項) ・別表第2(69の2・70の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 保健部 保健所地域保健センター
②所属長の役職名	地域保健センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	－	(追加) ※注…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	－	【別表第2における情報提供】(追加) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第44条 【別表第2における情報照会】(追加) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	保健センター所長 香山 裕司	保健センター所長 林 敏夫	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	－	(追加) ⑨ 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩ 養育医療の費用の徴収に関する事務 ※妊娠の届出について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	－	(追加) ・サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 保健センター	川口市 保健部 保健所地域保健センター	事後	組織変更による変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	保健センター所長 林 敏夫	地域保健センター長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	追加項目	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年9月18日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	-	(追加) ⑪ 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
令和1年9月18日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	・番号法第9条第1号 別表第1の第49の項 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給または費用の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	・番号法第9条第1号 別表第1の第49の項 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年9月18日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」「母子保健法による健康診査に関する情報」「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項) ・別表第2(26・56の2・69の2・87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第44条 <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項) ・別表第2(70の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」「母子保健法による健康診査に関する情報」「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項) ・別表第2(26・56の2・69の2・87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条・第30条・第44条 <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」が含まれる項) ・別表第2(69の2・70の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
令和1年9月18日	IIしきい値判断項目－1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
令和1年9月18日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
令和1年9月18日	IVリスク対策	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	番号法の改正による見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない